

# 生食用食肉には基準があります

生食用として提供・販売できるのは、基準に適合した牛の肉、馬の肉・馬のレバーだけです。

ただし、肉の生食は食中毒のリスクがあります。たとえ、生食用食肉であっても、子どもやお年寄り、食中毒に対する抵抗力の弱い方へは、提供を控えてください。

		牛	馬	豚	鶏	その他
肉	刺身、ユッケ、 タタキ等					
内臓肉	レバー	×				
	その他					

「生食用食肉(牛肉)の規格基準」(平成 23 年 9 月 12 日食安発第 0912 号第 7 号)に適合したもの

× 平成 24 年 7 月から生食用レバーの提供・販売禁止

「生食用食肉等の安全性確保について」(平成 10 年 9 月 11 日生衛発第 1358 号)により示された衛生基準に基づき管理されたもの

中心部まで十分加熱して食べる

